

内閣総理大臣 菅 義偉 様
財務大臣 麻生 太郎 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様
厚生労働副大臣 山本 博司 様、三原 じゅん子 様
厚生労働大臣政務官 大隈 和英 様、こやり 隆史 様
衆参厚生労働委員会 委員 各位
中央社会保険医療協議会 会長 小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 井内 努 様

京都府保険医
協会
理事長 鈴木



2021年10月診療分以降も医科外来・入院の
感染症対策実施加算を算定できることにすること、
乳幼児感染症予防策加算を100点のまま算定できることに
することを求める要望書

【要望内容】

1. 2021年4月診療分から同年9月診療分において臨時の取扱いとして設定されている医科外来等感染症対策実施加算5点（初・再診料等算定毎）、入院感染症対策実施加算10点（1日につき）を2021年10月以降も算定できること。
2. 2020年12月15日に臨時の取扱いとして設定された乳幼児感染予防対策加算100点（6歳未満の乳幼児について、診療毎に加算）を2021年10月以降も100点で算定できること。
3. 「1.」「2.」について、2022年4月改定で正式に大臣告示し、以降も算定できること。

【要望理由】

貴職におかれましては、日本の社会保障制度の拡充のために、日夜奮闘いただき、本当にありがとうございます。本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）2,310人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

さて、新型コロナウイルス感染症対策のため、医療機関の外来における感染症対策において、防護具（PPE）の必要性や、動線の確保、待機スペースの確保などの対応を迫られることによって、現在の初・再診料や小児科外来診療料の点数では「療養の給付」たる診療報酬点数として全く不足していることが明らかになりました。

新型コロナワクチンの接種が進められておりますが、厚生労働省Q&Aでも「集団免疫の効果があるかどうかは分かっておらず、分かるまでには、時間を要すると考えられる」とされています。ワクチン接種が進んでも現在実施されている感染症対策は必要です。

上記の感染症対策実施加算や乳幼児感染症予防対策加算を時限的措置とせず、今後も続けていただく必要があります。

以上を踏まえて要望内容を実現していただきますようお願いします。

以上